

# 一般社団法人 医療安全全国共同行動 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人医療安全全国共同行動と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の医療を支える全国の医療機関、医療従事者、医療団体が、職種や専門分野を超えて連携、協力し、患者さんの安全を守り、患者さんと医療者が安心して治療に専念できる医療環境づくりを促進することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 医療における有害事象の低減と患者安全の確保に資する対策の普及を促進する活動
- (2) 医療安全の向上に向けた医療団体、医療機関の相互協力を促進する活動
- (3) 医療安全全国フォーラムの開催
- (4) 安全な医療環境づくりに資する提言
- (5) 上記の目的を達成するために必要なその他の事業

2 前項に規定する事業については、本邦及び海外において行う。

## 第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体または個人
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会(以下「総会」という。)において推薦、承認された者

(入会)

第6条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより入会手続きを行い理事会又は医療安全全国共同行動議長(共同行動議長と略すことができる)の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 名誉会員は前項に規定する経費の負担を要しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき

- (3) 会費を2年間滞納したとき
  - (4) 除名されたとき
  - (5) 団体が解散したとき
- (任意退会)

**第9条** 正会員及び賛助会員は、理事会の議決により別に定めるところにより、退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

**第10条** 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会員としての義務に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

**第11条** 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 社員総会

(構成)

**第12条** 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

**第13条** 総会は、次に定める事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会費等の金額の決定又はその規程
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第15条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

**第14条** この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

**第15条** 総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

**第16条** 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

**第17条** 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

**第18条** 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは否決する。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

3 理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

**第19条** 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

**第20条** 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(総会運営規程)

**第21条** 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規程による。

## 第5章 役員等及び理事会

(種類及び定数)

**第22条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を共同行動議長とする。

3 理事のうち14名以内を執行理事とする。このうち1名を専務理事、若干名を常任理事とすることができます。

4 第2項の共同行動議長をもって法人法上の代表理事とし、前項の執行理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。
- 3 専務理事及び常任理事は、理事会において選任する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 共同行動議長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、共同行動議長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、共同行動議長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常任理事は、この法人の業務を分担執行する。また、共同行動議長及び専務理事に事故があるとき、又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、共同行動議長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 共同行動議長、専務理事、常任理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会の議決により別に定める職務権限規程による。
- 6 共同行動議長及び執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるととき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前項の報告をするため必要があるときは、共同行動議長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法人法上の権限行使すること。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなくてはならない。

(解任)

**第27条** 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

**第28条** 役員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(顧問)

**第29条** この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、共同行動議長が委嘱する。

3 顧問の任期は、共同行動議長の任期による。

4 顧問は次の職務を行う。

(1) 共同行動議長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

(理事会)

**第30条** この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

**第31条** 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規程の制定、変更及び廃止

(3) 前各号のほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の業務の執行の監督

(5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

(招集)

**第32条** 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 共同行動議長が必要と認めたとき

(2) 共同行動議長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって共同行動議長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第25条第5号の規程により、監事から共同行動議長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

**第33条** 理事会の議長は、共同行動議長がこれにあたる。

(定足数)

**第34条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できない。

(決議)

**第35条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。可否同数のときは否決とする。

(決議の省略)

**第36条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録にその同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

**第37条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

**第38条** 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した共同行動議長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

**第39条** 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の議決により別に定める理事会運営規程による。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

**第40条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第41条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、共同行動議長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第42条** この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、共同行動議長が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類の内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第43条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第44条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(残余財産の処分)

**第45条** この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第8章 運営会議

(運営会議)

**第46条** この法人の事業を推進するために必要のあるときは、理事会はその決議により、運営会議を設置することができる。

2 運営会議の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 委員会

(委員会)

**第47条** この法人の事業を推進するために必要あるときは、円滑に遂行するため、理事会の議決に基づいて委員会を設置することができる。

2 委員会に関する事項は理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

**第48条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務長及び所要の職員を置く。

3 事務長及び重要な職員は、共同行動議長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、共同行動議長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 公告

(公告の方法)

**第49条** この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

**第50条** この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、共同行動議長が理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

**第51条** この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 附則

(剰余金の分配)

**第52条** この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(委任)

**第53条** 本定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

**第54条** この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは正会員又は遺族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

**第55条** この法人の設立初年度の事業年度は、一般社団法人の設立の登記の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

**第56条** 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(1) (医療の質・安全学会) 高久 史麿	東京都文京区本駒込二丁目28番16号
(2) 公益社団法人 日本医師会	東京都千代田区九段北四丁目1番20号
(3) 公益社団法人 日本歯科医師会	東京都渋谷区神宮前五丁目8番2号
(4) 公益社団法人 日本看護協会	東京都新宿区四谷三丁目3番地1
(5) 公益社団法人 日本薬剤師会	東京都文京区本郷三丁目4番3号
(6) 公益社団法人 日本臨床工学技士会	ヒルズ884・お茶の水ビル4F

(設立時理事及び監事)

**第57条** この法人の設立時理事及び監事は次のとおりである。

設立時理事 高久 史麿

設立時理事 上原 鳴夫

設立時理事 高杉 敬久

設立時理事 溝渕 健一

設立時理事 松月 みどり

設立時理事 島田 光明

設立時理事 佐藤 景二

設立時監事 神原 啓文

(設立時代表理事)

**第58条** この法人の設立時代表理事は次のとおりである。

設立時代表理事 高久 史麿

(法令の準拠)

**第59条** 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。